

手話通訳者団体派遣の ご案内

調布市社会福祉協議会では、聴覚障がい者の方の社会生活を支援するために、当協議会で実施している登録試験に合格した手話通訳者の派遣を行っています。



社会福祉法人 調布市社会福祉協議会

地域生活支援課 障がい者支援係

〒182-0026 東京都調布市小島町2-47-1 総合福祉センター4階

電話:042-481-7800(直通) 042-481-7693(代表)

FAX:042-444-6606 (24時間自動受信)

○手話通訳者派遣の概要○

対象

- ①調布市（調布市からの委託事業者を含む）
- ②非営利団体、企業、政党等の団体

内容

調布市内で実施される講演会、説明会、会議、研修、各種催し 等

利用料

区 分		料 金		備考
団 体	手話通訳士の派遣	最初の 1 時間	以降 30 分ごと	
調布市 非営利団体	希望しない	3,500 円	1,250 円	希望がなくても、内容によっては手話通訳士の派遣と場合があります。 内容が政治活動に関する場合は、政党の区分となります。
	希望する	5,200 円	2,100 円	
企 業	希望しない	6,500 円	1,250 円	
	希望する	8,200 円	2,100 円	
政 党	手話通訳士のみ	11,000 円	5,000 円	

※「手話通訳士」は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験に合格した、より高度な知識・技術を持つ手話通訳者です。

※手話通訳開始前の打合せについて、30分までは無料です。30分を超えると、手話通訳時間に含めます。

※15～20分で交代しながら通訳をするため、原則2人以上の手話通訳者を派遣します。

【例】非営利団体 13 時～14 時 40 分（1 時間 40 分）の手話通訳 派遣 2 人 12,000 円

最初の 1 時間（13 時～14 時）3,500 円×2 人＝7,000 円

以降 30 分ごと（14 時～14 時 40 分）1,250 円×2（30 分を 2 回）×2 人＝5,000 円

※開始予定時間前でも、申請者の依頼により聴覚障がい者に対して手話通訳を行った場合は、その時間から開始となります。

【例】開始予定時間前に、聴覚障がい者の受付対応の手話通訳を依頼し、手話通訳者が対応した。

【映像加算】 通訳映像の録画及び公開を伴う場合、別途追加費用が必要となります。

区分		手話通訳者 1 人あたりの単価	
手話通訳者 派遣 (録画及び公開 を伴う場合) ※	手話通訳士の派遣を 希望する場合	最初の 1 時間	+ 10,000 円
		以降 30 分ごと	+ 5,000 円
	上記以外	最初の 1 時間	+ 10,000 円
		以降 30 分ごと	+ 5,000 円

※公開範囲・期間等に関わらず一律

※公開を伴わない録画のみ（内部記録用など）は対象外

※インターネット中継など、リアルタイムのみでの動画公開は対象外

（当日中継に加え、後日オンデマンド配信等がある場合は対象）

申込み方法

派遣希望日の 30 日前までに、所定の申請書をメールでお申込みください。

申請書は、総合福祉センター 4 階で配布するほか、調布市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

申込み先 **調布市社会福祉協議会 障がい者支援係**
assen@ccsw.or.jp

利用料の支払い方法

銀行振込

※調布市社会福祉協議会の指定口座にお振込みください。

キャンセル

メール等で、派遣日の 2 日前の正午までにご連絡ください。

期日を過ぎますと、1 人当たり以下のキャンセル料をお支払いいただきます。

区 分		キャンセル料
団 体	手話通訳士の派遣	
調布市、非営利団体	希望しない	3,500 円
	希望する	5,200 円
企 業	希望しない	6,500 円
	希望する	8,200 円
政 党	手話通訳士のみ	11,000 円

資料提供のお願い

メール等で、派遣日の7日前（土日祝日の場合は、直前の平日）までにお送りください。

※資料例…講演要旨、当日配布資料、講師プロフィール、タイムスケジュール、司会原稿（影アナ含）、挨拶文、表彰状文面、歌詞、スライド資料 等

※資料の内容に変更がありましたら、その都度お知らせください。

通訳環境へのご協力をお願い

○通訳者の立ち位置は、できるだけ話者の近くにしてください。

○暗い場所、逆光となる場所は手話が見えにくくなるため、スライドや映像等の使用により照明が暗くなる場合は、通訳者にライトを当てる等の準備をお願いいたします。

○舞台上でスライドや映像などを多用される場合は、後ろを振り向かずに通訳できるように、通訳者用の返しモニターを準備していただけると助かります。

○会場によっては音声聞こえづらいため、必要に応じて通訳者用の返しスピーカーのご準備をお願いいたします。

○手話は手の動きだけでなく、表情や口の動きも重要であるため、手話通訳者はフェイスシールドや透明マスクを着用して通訳します。ご理解・ご了承ください。

○手話通訳者派遣の流れ○

【派遣希望日の30日前まで】

調布市社会福祉協議会へ、申請書を提出してください。

※申請書は、右記二次元コードからダウンロードできます。



必要に応じて、申請内容の詳細について聞き取りをします。



派遣の可否について、申請者にお知らせします。

※「手話通訳者派遣承認（不承認）通知書」をメールで送付します。



【派遣日の7日前（土日祝日の場合は、その直前の平日）まで】

当日の資料をメール等でお送りください。



キャンセルの場合

【派遣当日】

終了後、手話通訳者が持参する「手話通訳者団体派遣実績確認票」の内容を確認のうえ、署名してください。

※請求額の根拠になります。



【派遣日の2日前の正午まで】

調布市社会福祉協議会にご連絡ください。

※上記日時以降はキャンセル料がかかります。

請求書をお送りしますので、派遣予定月の翌月末までにキャンセル料をお支払いください。

【派遣した月の翌月10日まで】

申請者宛に、請求書をメールでお送りします。



【派遣した月の翌月末まで】

請求書に記載された金額を、指定口座にお振込みください。